

「電子入札における紙入札の手引き」

山陽小野田市水道局

1 電子入札における紙入札での参加

電子入札においては、電子入札システムの使用を原則としていますが、入札参加者に次のようなやむを得ない理由がある場合に限り、紙入札により入札に参加することができます。

●紙入札での参加を認める理由

- ① ICカードの名義人変更により、電子入札システムが利用できない場合
- ② システム障害等、その他やむを得ない理由がある場合
- ③ 応札者の利用するパソコンの更新または設定期間中
- ④ 発注者から紙入札書により提出することを指示された場合
- ⑤ 電子入札への経過措置中

◆ 紙入札参加の手順 ◆

1 「紙入札参加承認願兼承認（不承認）書（様式第3号）」の提出

【提出方法】水道局へ持参又はファックスで提出

【提出期限】下記のとおり

○公募型指名競争入札及び簡易公募型指名競争入札の場合

- ① 電子入札システムによる技術資料（指名競争入札参加申請書等）の提出ができない場合

提出期限：「技術資料（指名競争入札参加資格申請書等）」の提出期限の前日（閉庁日を除く。）午後5時まで

- ② 技術資料受付後又は指名通知書を受理後、電子入札システムによる入札が行えなくなった場合

提出期限：入札書提出期限の前日（閉庁日を除く。）午後5時まで

○指名競争入札

提出期限：入札書提出期限の前日（閉庁日を除く。）午後5時まで

2 「技術資料（指名競争入札参加申請書等）」の提出（上記1－①の場合）

【提出方法】水道局へ持参にて提出

【提出期限】入札公告に示す期限内

3 入札書等の提出

- ① 入札書、工事費内訳書（提出が必要な場合）を、入札案件ごとに封入して、紙入札参加承認願兼承認書写しとあわせて提出してください。
- ② 入札書及び工事費内訳書に記載する日付は、当該入札の開札日を記載してください。
- ③ 入札書の「くじ入力番号」欄に、任意の3桁の数字（000～999）を記入してください。記入がなかった場合、若しくはくじ入力番号の判別ができない場合は、「000（ゼロゼロゼロ）」のくじ入力番号を選択したものとみなします。
- ④ 受領確認については、提出時に入札書封筒に受付印を押印し、写しを提出者に交付します。入札書封筒の記入は、別紙を参考にしてください。

【提出方法】 水道局へ持参により提出

【提出期間】 入札公告又は指名通知等に示す入札書提出期間

【提出資料】 入札書、工事費内訳書、紙入札参加承認願兼承認書の写し

2 提出する資料を紙で行う場合

電子入札において添付する電子ファイルの容量が添付可能な範囲（概ね3MB）を超える場合は、下記によります。

◆ 紙での提出手順 ◆

1 「技術資料等紙提出届（様式第1号）」の提出

電子入札システムで技術資料に代えて技術資料等紙提出届（様式第1号）を添付して送信してください。紙での提出は、以下のとおりです。

【提出方法】 水道局へ持参にて提出

【提出期限】 入札公告に示す期限内

【提出資料】 技術資料、技術資料受信確認通知の写し

2 「工事費内訳書紙提出届（様式第2号）」の提出

電子入札システムで工事費内訳書に代えて工事費内訳書紙提出届（様式第2号）を添付して送信してください。紙での提出は、以下のとおりです。

【提出方法】 水道局へ持参にて提出

【提出期限】 入札公告又は指名通知書に示す入札書提出期間

【提出資料】 工事費内訳書、入札書受信確認通知の写し

注) 紙で行うすべての提出については、原則、郵送は認めないものとします。

ただし、紙入札参加承認通知時に「入札書郵送可」とした場合に限り、郵送を認めます。

別 紙

入札書封筒の記入例（縦書き、横書きは問いません）

<u>入 札 書</u> <u>日付を記入</u> <u>押印必要</u>	<u>工事内訳書</u> <u>押印不要</u>	<u>紙入札参加承認願</u> <u>承認書の写し</u>
---	---	--------------------------------------

※ 工事費内訳書への押印及は不要です。

件名、住所、商号又は名称、代表者職氏名の記入と金額及びくじ入力番号を確認してください。

封筒に入札書、工事費内訳書（提出が必要な場合）を同封して、紙入札参加承認願兼承認書の写しとあわせて提出してください。

【 封筒表面 】

山陽小野田市水道事業管理者	件名	入 札 書	令和〇〇年〇〇月〇〇日	(住所) 山陽小野田市〇〇〇〇番地	(商号又は名称) 株式会社〇〇〇〇
〇〇〇〇 様	〇〇〇〇〇〇				

【 封筒裏面 】

印
印
印

注1 入札参加者名を必ず記入すること。（共同企業体の場合は、代表会社の住所及び共同企業体の名称を記入）

注2 封筒は必ず糊付にて、封緘すること。

注3 封筒の糊しろや継ぎ目に、入札書に押印したものと同じもので封印すること。